

各国の個人所得税の申告期限

コロナ禍の間は、確定申告期限は個別延長も含め4月15日までとなっていましたが、今年はコロナの影響も少なく、基本的には従来の3月15日となりました。今回は個人所得税において暦年課税制度を採用している3つの国の申告期限について見てみましょう。

(1) アメリカ

アメリカでは年末調整制度がなく基本的に確定申告をする必要があります。アメリカの居住者の場合、申告期限は原則として申告対象年の翌年4月15日（非居住者は自動的に2か月間延長され、6月15日）です。申告期限は届出により6か月（居住者の場合10月15日まで）延長することができます。ただし、納付期限は延長されず、納付すべき税額が期限内に完納されない場合は1か月当たり0.5%の不納付加算税が課されます。また、期限後申告の場合は未納税額に対して1か月当たり5%の無申告加算税が課されます。

(2) 韓国

韓国には日本と同様年末調整の制度がありますが、年末調整ができなかった場合や給与所得以外の所得がある個人事業主や不動産を賃貸している人等は確定申告をする必要があります。

韓国の確定申告期間は申告対象年の翌年5月1日から5月31日までです。

ペナルティとして、無申告の場合は算出税額の20%、過少申告の場合は算出税額の10%の加算税を課されるほか、意図的な無申告・過少申告、超過還付申告の場合には算出税額の40%の加算税を課せられます。

(3) 中国

中国の個人所得税は以下のいずれかの要件に該当する場合、申告対象年の翌年3月1日から6月30日までに確定申告を行う必要があります。

- ① 予納税額が確定申告による納付税額を上回っており、かつ還付を申請する予定がある。
- ② 所得収入が12万元を超え、かつ追加納付が400元を超える。

中国における申告もれ等に対するペナルティは、年率18.25%の延滞税に加えて、追徴税額の50%～500%以下の加算税が課せられるという厳しいものになっています。

所得税の確定申告期間は日本が一番タイトになっているように見えます。地方税等との兼ね合い等もあり一律に比較することは難しいのですが、国際化が進み税制が複雑になっている昨今、特にアメリカ申告期限延長制度は柔軟性があると言えるのではないのでしょうか。